

閲覧用

平成31年4月19日

第4回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第4回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年4月19日(金) 午後3時00分から午後4時13分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員 (18名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 斎藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員 (19名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

農業委員 (1名)

9番 武藤 一夫 委員

5 遅参委員

農地利用最適化推進委員 (1名)

21番 佐久間 敏 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第26号 現況確認証明申請について

第5 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
の承認について(利用権貸借)

第9 議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の
承認について(所有権移転)

第10 議案第32号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対
する意見について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 遠藤吉嗣 農地係長 野地 通 農地係 増田祐介

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、平成31年第4回二本松市農業委員会を開会いたします。

（宣告 午後3時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、18名、推進委員19名中、18名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、9番武藤一夫委員より欠席の旨報告がありました。また、21番佐久間敏委員より遅参の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、1番野地太郎委員、2番野地さよ子委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決しました。

議長（奥平貢市）会長 日程第 3、会議書記の指名。会議書記には、事務局職員・遠藤吉嗣君と野地通君を任命します。

議案の個人情報の扱いについてであります、個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第 4、議案第 26 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案説明の前に、皆様に配布いたしました議案正誤表をご覧いただきたいと思います。

議案第 29 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての番号 4 について、転用理由の欄で「譲受人」「譲渡人」となっておりますが、正しくは「借受人」「貸付人」でありましたので、訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 26 号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

平成 31 年 4 月 19 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・[REDACTED]ほか6筆、登記地目・田・畠、現況地目・原野・山林、面積・1, 007. 22m²、所有者・[REDACTED]、非農地の事由・以前は田は水稻、畠はたばこ畠と桑畠として作付していましたが、昭和56年に申請者の父が死亡してからは申請者も勤めていたこともあり、水利の便や土地の形状、農業機械での作業が困難な土地の耕作をしなくなつた結果、荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在・[REDACTED]ほか2筆、登記地目・畠、現況地目・原野・山林、面積・1, 826m²、所有者・[REDACTED]、非農地の事由・平成元年頃に養蚕業を廃業後は、そのまま放置していたため雑木等が繁殖し荒廃化したものであります。

議案書4ページをご覧願います。

番号3、農地の所在・[REDACTED]ほか7筆、登記地目・田・畠、現況地目・原野、面積・4, 274m²、所有者・[REDACTED]、非農地の事由・畠については以前は桑畠でしたが、養蚕の低迷により昭和62年に養蚕業を廃業後は、そのままの状態であったため荒廃化したものであります。田については養蚕の廃業時に合わせて、自宅から遠く条件の悪い場所の作付を止めた結果、荒廃化したものであります。

番号4、農地の所在・[REDACTED]ほか3筆、登記地目・畠、現況地目・畠、面積・7, 122m²、所有者・[REDACTED]、非農地の事由・今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があ

ったものであります。なお、[REDACTED]、[REDACTED]については、
一部が耕作されている状況であること。耕作されている部分以外については草
木等があるものの耕作が著しく困難とは考えられず、また再生不可能ではない
と判断されるものであります。[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]については、当該地は連担した一団の農地の一部にあり、また当該周辺の
農地は耕作されていることから、当該地の非農地化が周辺農地の営農に影響を
及ぼすおそれがあると判断されるため、二本松市農業委員会非農地判断基準を
満たしていないと判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

2番（野地さよ子）委員 議案第26号1について調査したことを報告いた
します。

4月4日、事務局より森島さん、農業委員・野地太郎委員、推進委員・佐藤
孝委員、私で現地調査をいたしました。事務局の説明の通りであり、問題がな
かったです。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

3番（武藤善朗）委員 議案第26号番号2について調査内容を報告いたし
ます。4月2日、事務局より遠藤事務局長、森島さん、長谷川さん、農業委員
の武藤一夫さん、推進委員の佐藤美由紀さん、私と6名で現地調査を行いました。
内容は事務局説明の通りです。調査の結果、森林化や原野化しておりま

て、非農地はやむを得ないかと思われます。ご審議、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第26号番号3と4についてですが、担当は武藤一夫委員となっておりますが、本日出席できないということでありまして、代わりに私、3番武藤が調査内容を報告いたします。4月2日、事務局より遠藤事務局長、森島さん、長谷川さん、武藤一夫委員、菅野委員、私と6名で現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りであります。調査の結果でありますが、番号3については、原野化しており非農地やむを得ないかと思われます。番号4については、一部に管理されているところがありまして、非農地には該当しないと思われます。以上です。ご審議よろしくお願ひします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

議案第26号について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、議案第26号については1から3と4に分けて、採決いたします。

議案第26号1から3について、原案の通り決定することで賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第26号1から3について
は原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第26号4について、農地と判定し、非
農地証明をしないことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第26号4については農地
と判定し、非農地証明をしないことに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第27号「農地法第3条の規
定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧願います。

議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

平成31年4月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、番号2につきましては、申請人・[REDACTED]と[REDACTED]、申請人・[REDACTED]

[REDACTED]と[REDACTED]は、自作地をそれぞれ交換により所有権移転するものであります。

番号3から番号5につきましては、申請事由が同じでありますので一括説明
いたします。番号3、譲渡人・[REDACTED]、番号4、譲渡人・[REDACTED]、番号5、

譲渡人・[REDACTED]は相手側要望のため、番号3、番号4、譲受人・[REDACTED]、
番号5、譲受人・[REDACTED]は経営規模拡大のため、申請地をそれぞれ売買によ

り所有権移転するものであります。

番号 6 につきましては、譲渡人・[REDACTED] は農業経営移譲のため、譲受人・[REDACTED] は農業経営継承のため、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

議案書 8 ページをご覧願います。

番号 7 につきましては、譲渡人・[REDACTED] は相手側要望のため、譲受人・[REDACTED] は経営規模拡大のため、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号 8 につきましては、譲渡人・[REDACTED] は農業経営移譲のため、譲受人・[REDACTED] は農業経営継承のため、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号 9 から議案書 11 ページの番号 15 につきましては申請事由が同じでありますので一括説明いたします。番号 9、譲渡人・[REDACTED]、番号 10、譲渡人・[REDACTED]、番号 11、譲渡人・[REDACTED]、番号 12、譲渡人・[REDACTED]、番号 13、譲渡人・[REDACTED]、番号 14、貸付人・[REDACTED]、番号 15、貸付人・[REDACTED] は相手側要望のため、番号 9、番号 10、番号 11、譲受人・[REDACTED]、番号 12、番号 13、譲受人・[REDACTED]、番号 14、借受人・[REDACTED]、番号 15、借受人・[REDACTED] は経営規模拡大のため、番号 9 から番号 13 については申請地を売買により所有権移転、番号 14 については賃借権を設定、番号 15 については使用貸借権を設定するものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員 議案第27号番号1について調査内容を報告いたします。

4月17日午前9時より大石忠雄推進委員とともに譲渡人・[REDACTED]さんと聞き取りおよび現地調査を行いました。譲受人・[REDACTED]さんとは16日の現地の集まりの中で話をしました。内容は事務局の説明の通りです。交換移転という話をしましたが、父親同士が基盤整備ということで約40数年前に、それも口頭にて決めたということで、今回の経過なのですが、農地中間管理機構の登録の件で分かったということです。特に問題はなく許可適当と考えます。皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、議案第27号2番について調査内容を報告します。1番と同様に譲渡人・[REDACTED]さんに16日に話をしまして、また17日に譲受人・[REDACTED]さんと聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局の説明の通りであり、交換移転ということであり、番号1と同じ基盤整備、当時父親同士が口頭で決めたことで、今回の農地中間管理機構の登録の件の中で分かったことあります。特に問題はなく許可適当と考えます。皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

6番（斎藤弘美）委員 それでは、議案第27号番号3から6について調査

内容を報告いたします。

まずは番号3と4について、4月13日に推進委員・安齋浩一委員とともに
譲渡人・[REDACTED]さん及び[REDACTED]さんから内容を聞き取り、譲受人・[REDACTED]

さんの立会いのもと、現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。

調査の結果、以前から[REDACTED]さんが作付をしているところで、どちらも特に
問題がなく許可適当と考えます。

続きまして、番号5について調査内容を報告いたします。4月13日に推進
委員・安齋浩一委員とともに譲渡人・[REDACTED]さんと譲受人・[REDACTED]さんか

ら内容を聞き取り、現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調
査の結果、前から[REDACTED]さんが管理していた場所で、特に問題がないため許
可適当と考えます。

続きまして、6について調査内容を報告いたします。[REDACTED]さんと
[REDACTED]さんは親子の関係であり、娘さんの[REDACTED]さんから内容を聞
き取り、4月13日に推進委員・安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。

内容は事務局説明の通りです。調査の結果、経営状態の移転のため、特に問題
がなく許可適当と考えますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

4番（佐藤勝則）委員 議案第27号7番について調査内容を報告します。

4月14日、推進委員・松本正典委員とともに譲渡人・[REDACTED]さん並びに譲
受人・[REDACTED]さんと現地に行って、聞き取り調査並びに現地確認をしました。

[REDACTED]は[REDACTED]さんが現在借りて作付をしていることもあります、

私といたしましては何ら問題がなく許可適當と思われますので、皆様のご判断よろしくお願ひいたします。

2番（野地さよこ）委員 議案第27号8について報告いたします。

4月14日、推進委員・佐藤孝さんと私で8時30分より [REDACTED]さんと息子・[REDACTED]さんの家へ行きました。[REDACTED]さんから息子さんに土地を譲るということで、何も問題はなく事務局説明の通りです。皆様、ご審議のほどよろしくお願いします。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第27号9番、10番、11番について調査内容を報告します。

10番の[REDACTED]さんと11番の[REDACTED]さんについては、電話にて確認をいたしました。4月14日に[REDACTED]さんと[REDACTED]さん、推進委員の遠藤伝栄委員、私の4名で現地調査してまいりました。9番、10番、11番を見て回りまして、今年から作付するということで問題ないと思います。私としては、許可適當と思われますので、よろしくお願ひします。

12番（中山博之）委員 議案第27号12、13について調査内容の結果について報告します。

4月15日、推進委員の渡邊久委員とともに[REDACTED]さん立会いのもと、現地の案内および説明をしていただきました。また、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんについては、推進委員の渡邊久委員の地元ということで、渡邊委員の方で電話にて確認をいたしました。調査の結果、[REDACTED]さんが地元に近い農地

ということで、今後耕作をしたいということで何も問題がないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

11番（武藤栄利）委員 議案第27号番号14について調査結果を報告いたします。

只今の事務局説明の通りであります。4月13日、現地におきまして貸付人・
[REDACTED]さん、借受人・[REDACTED]さんですが都合が悪く、父親の[REDACTED]様と立会いのもと、推進委員・石川重彦委員と私とでそれぞれにお話を伺いました。
問題なく許可適当と判断しましたので、皆様の審議よろしくお願ひします。

5番（松本太）委員 議案第27号番号15番について調査結果を報告します。

4月17日午後6時より現地にて、貸付人・[REDACTED]さんの息子さんの[REDACTED]さんと借受人・[REDACTED]さんから農業委員・馬場利正委員と推進委員・伊藤金志さんと私で調査を行いました。内容は事務局の説明の通りでございます。
調査結果に特に問題がないため、許可適当と考えますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

（午後3時26分 佐久間敏委員 入室）

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

本議案中15については、[REDACTED]委員が議案に関係ありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定を準用し、議事に参与できない取り扱いといたします。よって、関係する委員を除斥して審議することにいたしま

す。

議長（奥平貢市）会長 まず、議案第27号1から14について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

16番（三浦喜周）委員 有償移転の10アールあたりの単価を差支えなければ教えていただきたいと思います。

議長（奥平貢市）会長 事務局お願ひします。

事務局 三浦喜周委員のほうからご質問あった売買代金について申し上げます。番号3については売買代金10アール当たり [REDACTED] 円。番号4については売買代金10アール当たり [REDACTED] 円。番号5については売買代金10アール当たり [REDACTED] 円。番号7については売買代金10アール当たり [REDACTED] 円。番号9については売買代金10アール当たり田、畠とも [REDACTED] 円。番号10については売買代金10アール当たり [REDACTED] 円。番号11について売買代金10アール当たり [REDACTED] 円。番号12について売買代金10アール当たり田 [REDACTED] 円、畠 [REDACTED] 円。番号13について売買代金10アール当たり [REDACTED] 円。番号14について賃借料年間 [REDACTED] 円。以上です。

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。

16番（三浦喜周）委員 はい。

議長（奥平貢市）会長 そのほか質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、ないようすで議案第27号1から14について採決いたします。

議案第27号1から14について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手数）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第27号1から14については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第27号15について審議いたします。

[REDACTED] 委員の除斥を求めます。

([REDACTED] 委員 退席)

議長（奥平貢市）会長 これより、議案第27号15についての質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第27号15について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手数）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第27号15については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

[REDACTED] 委員の除斥を解きます。

([REDACTED] 委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 報告します。議案第27号15については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧願います。

議案第28号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。

平成31年4月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、申請人・[REDACTED]、事後申請となります。約30年前から自宅への通路として使用していた当該地が違反転用状態であったことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号2、申請人・[REDACTED]、隣接する土地に共同住宅を所有していますが満

室であり、更なる経営拡大のため申請地に計画します。汚水は公共下水道へ接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住宅地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の報告が終わりました。

引き続き、本議案について、調査結果について担当委員の調査結果の報告を求めます。

10番（馬場利正）委員 議案第28号1番について調査内容を報告いたします。

調査内容については事務局説明の通りであります。4月17日に推進委員・伊藤金志委員とともに、[REDACTED]さん立会いのもと現地調査をいたしました。

この道路は30年前から使用されておりまして顛末書も提出されていることから、やむを得ず許可できるものと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

13番（安齋 栄）委員 議案第28号2について調査内容を報告いたします。

4月13日に連絡を取りまして、16日午後現地にて推進委員・遊佐一夫委員とともに申請人・[REDACTED]氏に聞き取り、説明を求めました。転用目的、理由は事務局説明の通りです。私としては、特に問題がなく許可適当と判断いたしました。皆様方の審議、よろしくお願ひします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

16番（三浦喜周）委員 1番の申請人の職業ですが、公務員だとすれば兼業は禁止だと思われるがどうなのか。

議長（奥平貢市）会長 事務局が調査しておりますので、暫時休議いたします。

（午後3時38分 休議）

（午後3時47分 再開）

議長（奥平貢市）会長 それでは、再開させていただきます。

事務局、答弁願います。

事務局 只今、ご質問がありました公務員の兼業規定の記載が正しいかという部分のご質問だったかと思いますが、基本的には選挙管理委員会の中で、
■が業として、例えば■として個人経営の一環であるという扱いであるということをございましたので、選挙管理委員会でも問題なく、その形で受理をしているところから、基本的に記載の仕方として特に間違っているとは事務局では考えておりません。以上であります。

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。

16番（三浦喜周）委員 申請人が持ってきたものをそのまま記載するのではなく、何かに絞って記載するのが常識と思うがいかがなものか。

事務局 今お話にございました記載自体申請書の通りでございましたが、三浦委員の方からご指摘がございましたので、ご本人に確認の上、こちらにつきましては削除の部分、追記の方をさせていただきまして公開になるような形で記録に残すような形でさせていただきたいと思います。

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。

16番（三浦喜周）委員 はい。

議長（奥平貢市）会長 そのほか、ご質問等ございませんか。

それでは質問、意見がないようですので、採決いたします。

議案第28号1、2について原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第28号1、2については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書13ページをご覧願います。

議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。

平成31年4月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、事後申請となります。約20年前に設置した共同住宅の駐車場敷地が違反転用状態であったことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号2、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、共働き世帯が増えたことに伴い、共同住宅入居の際の駐車場需要の高まりに応えるため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号3、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、譲受人は譲渡人の住宅に同居していますが、子供の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し既設側溝に排水します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書14ページをご覧願います。

番号4、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、借受人は貸付人の住宅に同居していますが、子供の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を計画

します。汚水は浄化槽を設置し市道側溝に排水します。農地区分について、申請地はおおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第 1 種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号 5、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]
[REDACTED]、市内に居住を希望する方の住宅需要に応えるため申請地に宅地分譲を計画します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 6、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、譲受人は共同住宅に住んでいますが、将来の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し側溝に排水します。農地区分について、申請地はおおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第 1 種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5 番（松本 太）委員 議案第 29 号番号 1 番ならびに 2 番について調査結

果を報告いたします。

4月16日午前10時より現地にて借受人・[REDACTED]さんと行政書士の[REDACTED]

[REDACTED]さん、推進委員・遊佐幸吉さんと私が調査をいたしました。内容は事務局説明のとおりで、顛末書も提出されております。第3種農地ということもあり、調査の結果、やむを得ず許可すると考えますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

引き続きまして、議案29号番号2番について、調査結果をご報告いたします。議案29号番号1番と同じ、4月16日午前10時より現地にて借受人・[REDACTED]さんと行政書士の[REDACTED]さんと推進委員・遊佐幸吉委員と私が調査をいたしました。内容は事務局説明のとおりで、また顛末書も提出されております。また第3種農地ということもあります。調査の結果、やむを得ず許可すると考えますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

10番（馬場利正）委員 議案第29号3番について報告いたします。

調査内容については、事務局説明のとおりであり、4月17日推進委員・伊藤金志委員とともに[REDACTED]さん立会いのもと、現地調査をいたしました。二人は親子関係であります。特に問題はなく許可適当と思います。ご審議よろしくお願いします。

4番（佐藤勝則）委員 議案第29号4について調査内容を報告いたします。

4月14日、推進委員・平義一委員と貸付人・[REDACTED]さん並びに借受人・[REDACTED]さん、これは親子であります。午前中に聞き取り並びに現地調査を

いたしました。転用理由につきましては事務局の説明のとおりであります、
私としては何も問題なく許可適當と思われますので、皆様のご審議よろしくお
願いいたします。

13番（安齋 栄）委員 議案第29号番号5について調査内容を報告いた
します。

4月13日に連絡を取りまして、16日午後現地にて推進委員・遊佐一夫委
員とともに譲渡人の [REDACTED] 氏に聞き取り、説明を求めました。転用理由は事務
局説明のとおりです。なお、譲受人の [REDACTED] の [REDACTED]
様は都合が悪く立会いができないということでございました。申請につい
ては間違いないことを確認しております。私としては特に問題がなく許可適當
と判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

15番（佐藤孝志）委員 議案第29号6番について現地調査の結果を報告
いたします。

4月13日にご都合を伺いましたところよろしいとのことで、13時より推
進委員・大内信一委員とともに [REDACTED] 様宅にお邪魔をしまして内容を確認し
ましたところ、議案書並びに案内図のとおり間違いないとのことで、それから
現地に行きました現地調査を行いました。譲受人の [REDACTED] 氏については電話
で確認しましたところ、間違いないとのことで確認が取れましたので、ご報告
申し上げます。調査の結果、特段相違ないとこのことで許可適當と判断いたしま
すので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

16番（三浦喜周）委員 5番と6番の所有権移転の際の単価を差支えなければ教えていただきたい。

事務局 番号5については売買代金 [REDACTED] 円、番号6については売買代金 [REDACTED] 円でございます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。

16番（三浦喜周）委員 はい。

議長（奥平貢市）会長 そのほか、質問、意見ありませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それではないようですので、採決いたします。

議案第29号1から6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は拳手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第29号1から6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題とした

します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをご覧願います。

議案第30号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

平成31年4月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、4月26日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書26ページをご覧願います。今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区36筆48, 232m²、安達地区8筆12, 181m²、東和地区9筆15, 614m²、合計53筆76, 027m²の計画内容でございます。なお、説明は新規設定の8件について申し上げます。

議案書17ページから18ページにかけてご覧願います。

番号8、6筆、地目・田、面積・7, 135m²、設定する者・[REDACTED]、設定を受ける者・[REDACTED]、期間・1年10ヶ月、賃借料は10アール当たり年間 [REDACTED] 円。

番号11、番号12の2件については、農地中間管理機構への利用権設定となります。設定を受ける者は、国から農地中間管理機構として県内で唯一承認を受けている公益財団法人福島県農業振興公社 理事長 佐藤清丸となります

ので、設定を受ける者以外の部分についてのみ朗読説明させていただきます。

番号11、7筆、地目・田、面積・9, 873m²、設定する者・[REDACTED]、

期間・10年8ヶ月、賃借料は10アール当たり年間 [REDACTED] 円。

番号12、3筆、地目・田、面積・2, 468m²、設定する者・[REDACTED]、期
間・5年8ヶ月、使用賃借。

議案書20ページをご覧願います。

番号15、2筆、地目・田、面積・3, 581m²、設定する者・[REDACTED]、設
定を受ける者・[REDACTED]、期間・2年、賃借料は10アール当たり年間
[REDACTED] 円。

議案書22ページをご覧願います。

番号19、1筆、地目・田、面積・1, 628m²、設定する者・[REDACTED]、
農地の名義は [REDACTED]、設定を受ける者・[REDACTED]、期間・5年、賃借料は
10アール当たり年間 [REDACTED] 円。

番号21、2筆、地目・田、面積・3, 219m²、設定する者・[REDACTED]、
農地の名義は [REDACTED]、設定を受ける者・[REDACTED]、期間・5年、賃借料は
10アール当たり年間 [REDACTED] 円。

番号22、2筆、地目・田、面積・3, 087m²、設定する者・[REDACTED]、
設定を受ける者・[REDACTED]、期間・10年、賃借料は10アール当たり年間
[REDACTED] 円。

番号23、2筆、地目・田、面積・4, 159m²、設定する者・[REDACTED]、

設定を受ける者・[REDACTED]、期間・10年、賃借料は10アール当たり年間
[REDACTED]円。

利用権設定の番号1から23の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

本議案中22、23について、[REDACTED]委員が議案に関係ありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参与できることとなっています。よって、関係する委員を除斥して審議することいたします。

議長（奥平貢市）会長 まず、議案第30号1から21について、事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは議案第30号1から21について採決いたします。

議案第30号1から21について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第30号1から21については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第30号22、23について審議いたし
ます。 [REDACTED] 委員の除斥を求める。

([REDACTED] 委員 退席)

議長（奥平貢市）会長 これより、議案第30号22、23について質問及
び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第30号22、23について、原案のとおり承認することに賛成の委員
は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第30号22、23につい
ては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

[REDACTED] 委員の除斥を解きます。

([REDACTED] 委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 報告します。議案第30号22、23については、
原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第31号「農業経営基盤強化
促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有权移転」を議題といた
します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 24ページをご覧願います。

議案第31号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 所有権移転。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

平成31年4月19日提出 二本松市農業委員会会长 奥平貢市。

今回の告示は、4月26日を予定しております。農地流動化の状況について議案書 26ページをご覧願います。

今回の所有権移転内容につきましては、安達地区2筆4, 845m²の計画内容でございます。

事務局 議案書 24ページをご覧願います。

番号1、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、譲受人は経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

所有権移転の番号1の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第31号について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第31号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第10、議案第32号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書27ページをご覧願います。

議案第32号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求める。

平成31年4月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は先程の議案第30号で決定をいただきました農地中間管理機構である福島県農業振興公社と番号1が [] 、番号2が [] との間で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市で農用地利用配分計画案の作成を行い、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第32号1、2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第32号1、2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、平成31年第4回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後4時13分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成31年4月19日

二本松市農業委員会

議長 奥平 貢市

署名委員 野地 太郎

署名委員 野地 さよ子